平成２２年（フ）第４５３号
静岡県袋井市新池672番地の１
債務者　山口まり子
１　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４５１９号
東京都国立市北３丁目１－１－10－207
債務者　那須　扶希
１　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５３３号
東京都大田区東馬込１丁目30－６－202
債務者　三ツ橋　直
１　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４号
広島県福山市神辺町大字川北1656番地５、旧住所広島県福山市神辺町字湯野187番地の３
債務者　昼田　浩平
１　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
東京都青梅市東青梅４丁目11番地の６シティハイム東青梅２－101
債務者　梅田　鉄兵
１　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８０号
栃木県小山市大字間々田1475番地６アクアプラザ203号室、従前の住所茨城県古河市下大野740番地13
破産者　鈴木　良子
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３６号
山形市薬師町２丁目21番20－101号　市営馬畔アパート、開始決定時の住所山形市松波１丁目11番22号　レオパレスユーロ松波207号
破産者　庄司　利男
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
山形市和合町１丁目５番19号
破産者　清野　和俊
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３号
埼玉県新座市大和田５丁目15番９号
破産者　岡﨑　正宏
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
神奈川県逗子市沼間６丁目12番６号
破産者　保科美知子
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３２９号
神奈川県横須賀市走水２丁目23番４－401号
破産者　森川　直樹
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２８号
神奈川県横浜市金沢区西柴２丁目６番18号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市船越町３丁目33番地７　401号室
破産者　野間　孝人
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４２号
金沢市高尾台３丁目130番地
破産者　福田　啓二
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３５３２号
愛知県半田市新池町２丁目201番地の27　メゾン竹勇101号
破産者　森本　孝行
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０９号
愛知県小牧市新町３丁目392番地　ソフィア小牧205号
破産者　服部　好敬
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３５号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅３棟520号
破産者　箱﨑　義郎
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１２号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池１丁目４番地20　ＳＰＡＲＲＯＷⅡ207号
破産者　三浦　幹弘
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部